

浄化槽を使用・管理している皆様へ

# 法定検査は法律で義務付けられた検査です！

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水をきれいにするため、維持管理を行わないと浄化槽の故障や機能低下を引き起こし、悪臭や水質汚濁の原因となります。

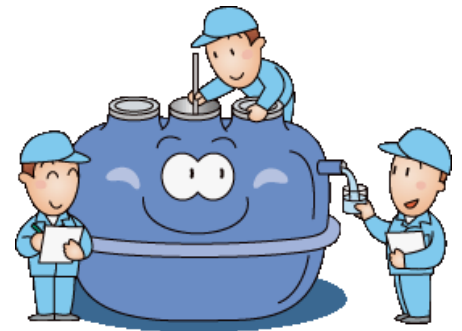
そのため浄化槽法では、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを総合的に判断するため、「**法定検査**」の受検が**全ての浄化槽で義務付けられています**。

## 1. 法定検査とは？

法定検査には「浄化槽法第7条に基づく検査（7条検査）」と「浄化槽法第11条に基づく検査（11条検査）」の2種類があります。

7条検査は、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に受ける検査で、浄化槽の設置工事が適正に行われ、浄化槽が正常に働いているかどうかを検査します。

11条検査は、毎年1回定期的に受ける検査で、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分発揮されているかどうかを検査します。



## 2. どのような検査なの？

検査の内容は次のとおりです。

**外観検査**：設置の状況や水の流れ方などの状況を検査します。

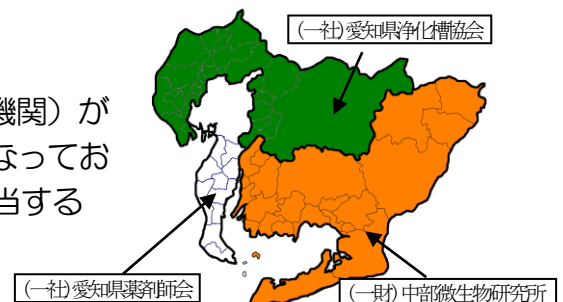
**水質検査**：浄化能力を確認するためpH、透視度などの水質を測定、分析します。

**書類検査**：保守点検記録などを確認し、浄化槽の管理状況を確認します。

※検査当日は保守点検や清掃の記録などの書類も検査しますので、あらかじめご用意ください。

## 3. だれが検査するの？

浄化槽の法定検査は知事の指定した機関（指定検査機関）が行います。愛知県では右図の3機関が指定検査機関となっており、右図のとおり浄化槽を設置する場所によって、担当する指定検査機関が異なります。



## 4. 保守点検との違いは？

保守点検は、保守点検業者が機器の点検・調整・修理や消毒薬の補充等といった浄化槽の稼働状況を中心に点検します。法定検査は、保守点検や清掃が適正に行われているか、浄化槽がきちんと働いているかを総合的に判断するための検査です。

## 5. 検査の申し込み方法は？

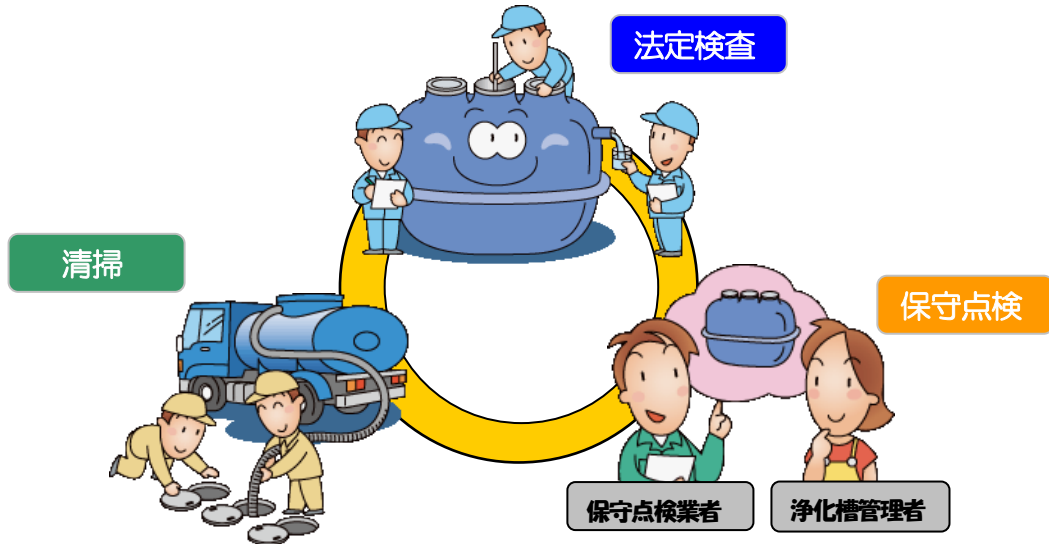
浄化槽が設置されている場所を担当する下表の指定検査機関にお申し込みください。

| 担当機関         | 電話           | 担当地域  |
|--------------|--------------|---|
| (一社)愛知県薬剤師会  | 052-683-1131 | 名古屋市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡  |
| (一社)愛知県浄化槽協会 | 052-481-7160 | 一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、豊田市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡 |
| (一財)中部微生物研究所 | 0533-76-2228 | 豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、額田郡、北設楽郡  |

# 浄化槽には維持管理が必要です！

し尿や生活排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしている浄化槽。適正な維持管理を行わなければ、本来の機能を十分に発揮することができません。

浄化槽法には浄化槽を使用・管理する方（浄化槽管理者）が責任を持って保守点検・清掃・法定検査といった維持管理を実施することが定められています。（平成18年2月の浄化槽法の改正で、適正な維持管理を実施しない場合の罰則が強化されています。）



## 法定検査

浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するための検査です。知事が指定した検査機関に検査を依頼してください。

## 保守点検

浄化槽の稼働状況を調べて、機器の点検・調整・修理や消毒薬の補充等を行います。知事の登録を受けた保守点検業者に委託することができます。

## 清掃

浄化槽内で発生した汚泥等の引き抜きや洗浄を行います。市町村長の許可を受けた清掃業者に委託します。

## 維持管理のほか、各種の届出もお忘れなく！

- ①新たに浄化槽を設置する場合・・・**設置届**（着工予定日の21日以前（認定浄化槽は10日以前））
- ②浄化槽の使用を開始した場合・・・**使用開始報告書**（使用開始した日から30日以内）
- ③浄化槽を使用・管理する方を変更した場合・・・**管理者変更報告書**（変更した日から30日以内）
- ④浄化槽の使用を休止する場合・・・**使用休止届出書**（浄化槽の使用の休止にあたって清掃をしたとき）
- ⑤浄化槽の使用を再開した場合・・・**使用再開届出書**（浄化槽の使用を再開した日から30日以内）
- ⑥浄化槽の使用を廃止した場合・・・**使用廃止届**（使用を廃止した日から30日以内）

浄化槽に関するお問い合わせは、浄化槽の設置されている市町村か最寄りの県事務所環境保全課へ

| お問い合わせ先         | 電話番号         | 所管区域   |
|-----------------|--------------|--|
| 東三河総局県民環境部環境保全課 | 0532-35-6112 | 豊川市、蒲郡市、田原市  |
| 新城地区振興事務所環境保全課  | 0536-23-2117 | 新城市、北設楽郡   |
| 尾張県民事務所環境保全課    | 052-961-7211 | 瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡 |
| 海部県民事務所環境保全課    | 0567-24-2131 | 津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡  |
| 知多県民事務所環境保全課    | 0569-21-8111 | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡  |
| 西三河県民事務所環境保全課   | 0564-23-1211 | 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡  |
| 豊田庁舎豊田加茂環境保全課   | 0565-32-7494 | みよし市   |

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市については、各市役所の浄化槽担当部局へお問い合わせください。

ホームページ「浄化槽の維持管理」もご覧ください！（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000053773.html>）